

ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金の運用について、ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するところによるほか、必要な事項を定めるものである。

（事業要件）

第2条 本補助金の補助対象事業は、交付要綱第3条第1項別表第1に規定する事業であって、事業期間が、事業実施年度の3月13日までに完了する事業であること。

2 交付要綱第2条第1項第1号に規定するテレワークについては、原則として、日常的に情報通信技術を活用して、遠隔地で顧客等とのやりとりを行う業務を指すものとし、情報通信技術を活用したやり取りが不定期である業務や、単にインターネットを利用した調査、ワープロソフトでの資料作成等については、対象としないものとする。ただし、雇用者もしくは法人による申請であり、かつ勤怠管理者等により、前述した業務を行うよう指示がある場合においては、この限りではない。

（事業実施期間）

第3条 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における事業期間は、本県に訪れた初日を事業開始日とし、本県を離れる最終日を事業完了日とする。

（滞在場所及びテレワーク実施場所）

第4条 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における県内での滞在場所は、旅館業法等に基づく宿泊施設に限らず、賃貸住宅や実家等も対象とする。ただし、補助対象経費については、実施要領第6条のとおりとする。

2 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における県内でのテレワーク実施場所は、コワーキングスペースや実家等に限らず、社会通念上、業務のために使用したと認められる施設であれば対象とする。ただし、補助対象経費については、実施要領第6条のとおりとする。

（勤務者の変更）

第5条 交付要綱第3条第1項第1号に規定する対象事業において、補助対象者が法人であって、事業期間中にやむを得ず勤務者を変更する場合は、変更前の勤務者の交付決定額の範囲内で新たな者を勤務者とすることができる。なお、この場合は、交付要綱第6条に基づく変更申請を行うこと。

(補助対象経費)

第6条 交付要綱第3条第1項別表第1で規定する補助対象経費の主な内容は、次のとおりとする。

補助対象経費	内容
宿泊費	・本県に滞在している間の宿泊費（原則として素泊まりのみ） ・ただし、以下に該当する場合は、対象としない。 (1)旅館業法の許可のない宿泊施設または住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合 (2)交通費及び宿泊費以外の費用が含まれる旅行商品を利用した場合（交通費及び宿泊費のみがセットになった旅行商品を除く） (3)自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用し、宿泊費分が自治体等から支給される場合 (4)申請者及び体験者自身が経営している宿泊施設及び業務委託等により、当該施設の運営、経営等を行っている宿泊施設への宿泊である場合 ・本県に滞在している間のマンスリーマンション等に係る賃料。 なお、管理費や共益費は対象とするが、敷金、礼金、保証金、仲介手数料、清掃料は対象としない。 ・お試し住宅等に宿泊する場合において、布団等の寝具や暖房費等の通常の宿泊施設に備わっているもの、別料金が発生する場合については、宿泊費に含む。
交通費	・公共交通機関利用料及び自家用車やレンタカーの高速道路利用料 ・なお、合理的な経路及び経済的な利用料金とし、レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象としない。 ・事業開始日及び事業完了日以外の県内外の移動に係る交通費は、長期コースに限り、業務に関するもの（※）のみ対象とする。 ・自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用し、交通費分が自治体等から支給される場合は対象としない。 ※会社のルールによる定例的な出社要請や、取引先等と対面での打ち合わせを要する場合など、全国どこでテレワークをしていたとして発生する業務上やむを得ないようなもの。
コワーキングスペース等の施設利用料	・コワーキングスペースのドロップイン（1日以下）の利用料 ・コワーキングスペースの月額基本利用料（長期コースのみ） ・コワーキングスペースの初回登録料（必要な場合） ・ロッカー代や会議室、コピー利用料等は対象としない（ただし、基本料金に含まれる場合は対象とする）。 ・申請者及び体験者自身が経営している施設及び業務委託等により、

	当該施設の運営、経営等を行っている施設の利用料は対象としない。
レンタカー代	・本事業に係るレンタカー代（燃料代、オプション料金は除く）

2 交付要綱第3条第1項別表第1で規定する別に定める要件（SNS等の投稿）は次のとおりとする。

要件
(1) 以下①～③のすべて写真を SNS 等に投稿すること。 ① テレワーク環境の分かる写真 (テレワーク施設やテレワークする様子の写真等) ②地域交流等がわかる写真（地域交流内容がわかるもの） ③福島の魅力がわかる写真（食事や風景等） (2) SNS 等投稿（ハッシュタグ、本文等）に次の内容を含めること。 ・「福島県」もしくは「福島県内の市町村名」 (3) (2) に加え、次の内容を可能な限り SNS 等投稿に含めること。 ・テレワーク ・ふくしまぐらし

（交付申請及び実績報告の提出期限）

第7条 交付要綱第4条で規定する交付申請の時期及び交付要綱第8条で規定する実績報告の提出期限は、それぞれ以下のとおりとする。

種別	提出期限
交付申請	原則として現地活動の出発日の10営業日前まで
実績報告	原則として現地活動の事業完了日の30日後又は現地活動の事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日まで

（交付申請に必要な添付書類）

第8条 交付要綱第4条第1項別表第2で規定する別に定める書類は、以下のとおりとする。

対象事業	添付書類
1 ふくしま“ロング・テレワーク”体験コース【長期】	(1)テレワーク体験に係る意向確認書（計画）【長期】 （別紙様式第1－1） (2)誓約書（別紙様式第2）
2 ふくしま“ショート・テレワーク”体験コース【短期】	(1)テレワーク体験に係る意向確認書（計画）【短期】 （別紙様式第1－2） (2)誓約書（別紙様式第2）

（実績報告に必要な添付書類）

第9条 交付要綱第8条第1項別表第4で規定する別に定める書類は、以下のとおり

とする。

対象事業	添付書類
1 ふくしま“ロング・テレワーク”体験コース【長期】	テレワーク体験に係る意向確認書（実績）【長期】（別紙様式第3－1）
2 ふくしま“ショート・テレワーク”体験コース【短期】	テレワーク体験に係る意向確認書（実績）【短期】（別紙様式第3－2）

（補助対象者の個人情報管理）

第10条 補助対象者の個人情報は、福島県個人情報保護条例に則って適正に管理し、補助対象者への移住等に関する情報提供活動等以外には使用しない。

（その他）

第11条 補助事業の実施に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- （1）支払に係る経理処理については、金融機関口座への振込、現金又はクレジットカードによる支払とすること。
- （2）期限内に申請があった場合でも、内容に不備があり、内容の見直しや補正が完了しないことで事業開始予定日までに交付決定が行えない場合、当該申請については不採択とする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月11日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年4月16日から施行する。
- 3 この要領の施行に伴い、ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金交付要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領及び改正前の要領の規定により、交付決定された補助事業に係る補助金の交付の方法とその他取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この要領は、令和7年4月15日から施行する。

テレワーク体験に係る意向確認書（計画） 【長期コース】

体験者氏名： _____

1 テレワーク体験の目的及び意向

（１）移住等の関心 （該当するものは「○」、該当しないものは「-」を選択ください。）

- ☐ 福島県への移住を検討している
☐ 福島県との二地域居住を検討している

※上記のいずれにも該当しない場合は、本事業の対象となりません。

（２）福島県でテレワーク体験を実施する目的

2 テレワーク体験中に予定している地域交流等

※宿泊日数15泊ごとに1回以上、地域交流等を行うこと。

（１）地域交流等の内容

該当するものは「○」、該当しないものは「-」を選択ください。

※選択項目が複数ある場合は複数選択ください。

- ☐ ① 移住・二地域居住を見据えた賃貸業者等への訪問相談及び物件内見等
☐ ② ふくしまと関わるRoomに掲載のあるキーパーソンとの交流
☐ ③ 移住等関連の情報収集（支援制度や、地域の特色、子どもの転校先等）を目的した行政機関（市町村や各地方振興局等）の訪問
☐ ④ 移住体験やふくしまでの暮らしに関する意見交換等を目的とした地域おこし協力隊との交流
☐ ⑤ 福島県内の地域団体や企業、地域事業者等との交流及び情報交換等
☐ ⑥ 行政機関が企画する地域体験を含むお試し移住体験やワーケーションツアー等への参加
☐ ⑦ テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加による地域住民との交流
☐ ⑧ その他（事業趣旨に合致するものに限る。）

（２）上記（１）の交流内容について

※複数ある場合はすべて記載ください。

ア 地域交流等実施日

イ 地域交流等場所

ウ 地域交流等の相手方

エ 地域交流等の目的及び具体的な交流内容

テレワーク体験に係る意向確認書（計画）【短期コース】

体験者氏名：

1 テレワーク体験の目的及び意向

（1）移住等の関心（該当するものは「○」、該当しないものは「-」を選択ください。）

- ☐ 福島県への移住を検討している
☐ 福島県との二地域居住を検討している
☐ 福島県との継続的な関わりを希望している

※上記のいずれにも該当しない場合は、本事業の対象となりません。

（2）福島県でテレワーク体験を実施する目的

--

2 テレワーク体験中に予定している地域交流等

※5泊6日までの計画は1回以上、6泊7日以上の計画は2回以上、地域交流等を行うこと。

（1）地域交流等の内容

該当するものは「○」、該当しないものは「-」を選択ください。

※選択項目が複数ある場合は複数選択ください。

- ☐ ① 移住・二地域居住を見据えた賃貸業者等への訪問相談及び物件内見等
☐ ② ふくしまと関わるRoomに掲載のあるキーパーソンとの交流
☐ ③ 移住等関連の情報収集（支援制度や、地域の特色、子どもの転校先等）を目的した行政機関（市町村や各地方振興局等）の訪問
☐ ④ 移住体験やふくしまでの暮らしに関する意見交換等を目的とした地域おこし協力隊との交流
☐ ⑤ 福島県内の地域団体や企業、地域事業者等との交流及び情報交換等
☐ ⑥ 行政機関が企画する地域体験を含むお試し移住体験やワーケーションツアー等への参加
☐ ⑦ テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加による地域住民との交流
☐ ⑧ その他（事業趣旨に合致するものに限る。）

（2）上記（1）の交流内容について

※複数ある場合はすべて記載ください。

ア 地域交流等実施日

--

イ 地域交流等場所

--

ウ 地域交流等の相手方

--

エ 地域交流等の目的及び具体的な交流内容

--

誓約書

福島県知事 様

〈福島県への訪問目的〉

- ☐ 本事業で申請する福島県への訪問は、テレワークを主目的としたもので、支社や事業所、関係する企業等への出張ではないことを確約します。

〈暴力団等排除〉

- ☐ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する行為、団体等）、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- ☐ 自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為

- ☐ 暴力団員等若しくは上記のいずれかに該当する行為をし、又は上記の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

- ☐ 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

- ☐ 貴職において必要と判断した場合に、私の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

令和 年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____

テレワーク体験に係る意向確認書（実績）【長期コース】

体験者氏名：_____

1 地域交流等の結果

（1）地域交流等の内容

該当するものは「○」、該当しないものは「-」を選択ください。

※選択項目が複数ある場合は複数選択ください。

※宿泊日数15泊ごとに1回（90泊の場合6回）以上、地域交流等を行うこと。

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | ① 移住・二地域居住を見据えた賃貸業者等への訪問相談及び物件内見等 |
| ☐ | ② ふくしまと関わるRoomに掲載のあるキーパーソンとの交流 |
| ☐ | ③ 移住等関連の情報収集（支援制度や、地域の特色、子どもの転校先等）を目的とした行政機関（市町村や各地方振興局等）の訪問 |
| ☐ | ④ 移住体験やふくしまでの暮らしに関する意見交換等を目的とした地域おこし協力隊との交流 |
| ☐ | ⑤ 福島県内の地域団体や企業、地域事業者等との交流及び情報交換等 |
| ☐ | ⑥ 行政機関が企画する地域体験を含むお試し移住体験やワーケーションツアー等への参加 |
| ☐ | ⑦ テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加による地域住民との交流 |
| ☐ | ⑧ その他（事業趣旨に合致するものに限る。） |

（2）上記（1）の交流内容について

※複数ある場合はすべて記載ください。

ア 地域交流等実施日

--

イ 地域交流等場所

--

ウ 地域交流等の相手方

--

エ 地域交流等の目的及び具体的な交流内容

--

2 テレワーク体験後の意向

（1）希望する本県との関わり方

※今後福島県とどのように関わり、何を実施したいか等、具体的に入力してください。

--

※本様式は体験者ごとに全ての項目を記載すること

※地域交流等に該当する活動は、「留意事項」及び「よくある質問」を参照すること

テレワーク体験に係る意向確認書（実績）【短期コース】

体験者氏名：_____

1 地域交流等の結果

（1）地域交流等の内容

該当するものは「○」、該当しないものは「-」を選択ください。

※選択項目が複数ある場合は複数選択ください。

※5泊6日までの計画の場合は1回以上、6泊7日以上計画の場合は2回以上、地域交流等を行うこと。

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | ① 移住・二地域居住を見据えた賃貸業者等への訪問相談及び物件内見等 |
| ☐ | ② ふくしまと関わるRoomに掲載のあるキーパーソンとの交流 |
| ☐ | ③ 移住等関連の情報収集（支援制度や、地域の特色、子どもの転校先等）を目的とした行政機関（市町村や各地方振興局等）の訪問 |
| ☐ | ④ 移住体験やふくしまでの暮らしに関する意見交換等を目的とした地域おこし協力隊との交流 |
| ☐ | ⑤ 福島県内の地域団体や企業、地域事業者等との交流及び情報交換等 |
| ☐ | ⑥ 行政機関が企画する地域体験を含むお試し移住体験やワーケーションツアー等への参加 |
| ☐ | ⑦ テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加による地域住民との交流 |
| ☐ | ⑧ その他（事業趣旨に合致するものに限る。） |

（2）上記（1）の交流内容について

※複数ある場合はすべて記載ください。

ア 地域交流等実施日

--

イ 地域交流等場所

--

ウ 地域交流等の相手方

--

エ 地域交流等の目的及び具体的な交流内容

--

2 テレワーク体験後の意向

（1）希望する本県との関わり方

※今後福島県とどのように関わり、何を実施したいか等、具体的に入力してください。

--

※本様式は体験者ごとに全ての項目を記載すること

※地域交流等に該当する活動は、「留意事項」及び「よくある質問」を参照すること